

指定小規模多機能型居宅介護事業

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

重要事項説明書

(令和7年10月1日改正)

事業所番号 4092000134

社会福祉法人 学正会

小規模多機能型施設 デンナー甘露郷

1. 事業主体

法人名 社会福祉法人 学正会
代表者 理事長 金納 理一
所在地 〒832-0007
福岡県柳川市金納425番地の1

TEL 0944-74-3075
FAX 0944-75-6661
設立年月日 昭和40年12月25日
法人の理念 陽気ぐらし世界の実現を目指して

2. 事業所の概要

名称 小規模多機能型施設 デンナー甘露郷
管理者 山田 慎太郎
指定年月日 平成26年 4月 1日
事業所番号 福岡県 4092000134
所在地 〒832-0005
福岡県柳川市西蒲池234-4
TEL 0944-77-7878
FAX 0944-77-7877

保険の加入先 株式会社 捨保ジャパン

主な設備の概要 宿泊室 9室（個室定員1名）
トイレ 3箇所
浴室 1室（個浴）
台所 1箇所

3. 事業の目的と運営方針

（事業の目的）

利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、宿泊、訪問等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。

(運営方針)

事業所で提供するサービスは、利用者1人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

事業所で提供するサービスは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)などに定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、宿泊及び訪問を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。

事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図っていきます。

事業所のサービス提供にあたっては、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。

事業所では、居宅サービス事業者や他の保健医療機関との密接な連携を図り、サービスを提供します。

事業所のサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行います。

利用者が通いサービスを利用してない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話により見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。利用者の要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあっては要支援状態）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を立て計画的に行います。

4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

(1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。

(2) 計画作成担当者 1名

利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「居宅介護計画」といいます。）の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行います。

(3) 介護従業者

介護従業者は、居宅介護計画に基好づき、利用者に対し必要な介護及び日常生活上の支援を行います。

① 看護職員 1 名

②介護職員 12 名（非常勤含む）

※但し、業務の状況により、増員することができるものとします。

職員の勤務体制

(1)管理者勤務体制 8:00～17:00

(2)計画作成担当者勤務時間 8:00～17:00

(3)介護従業者勤務時間 ①07:00～16:00

②07:30～16:30

③08:00～17:00

④10:00～19:00

※その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5. 事業実施地域、営業時間、定員等

(1) 営業日：年中無休

営業時間：24時間

(2) サービス提供時間

①通いサービス（基本時間） 8:00～17:00

②宿泊サービス（基本時間） 18:00～7:00

③訪問サービス（基本時間） 24時間

※緊急時及び必要時において柔軟に対応します。

(3) 登録定員は 29 名

①通いサービス利用定員は、18名／日

②宿泊サービス利用定員は、9名／日

(4) 通常の事業実施地域：福岡県柳川市全域

福岡県三潴郡大木町全域

福岡県八女郡広川町全域

※上記以外の地域の方は、原則として当事業のサービスを利用できません。

6. サービスの概要

(1) 通いサービス

食事：食事の提供及び食事の介助をします。

食事は食堂でとっていただくように配慮します。

身体状態、嗜好、栄養バランスに配慮し、提供します。

排泄：利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴：利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。

機能訓練：利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

健康チェック：血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。

送迎：利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

（2）宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、日常生活上必要な、食事、入浴、排泄等の支援をさせていただきます。

（3）訪問サービス

①利用者の自宅にお伺いし、日常生活上必要な、食事、入浴、排泄等の支援をさせていただきます。

②訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

③訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- 1) 医療行為
- 2) ご契約者若しくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
- 3) 飲酒及びご契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- 4) ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 5) その他ご契約者若しくはその家族等に伴う迷惑行為

（4）相談・助言等

利用者やその家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

（5）利用中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施前の前日（午後3時）までに事業所申し出て下さい。

②介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービス利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。但し、介護保険の対象外（食事代及び宿泊代の自己負担分）のサービスについては、利用予定日の前日（午後3時）までに申し出がなく、当日になつて利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 1) 利用予定日の前日（午後3時）までに申し出があった場合

無料

- 2) 利用予定日の前日（午後3時）までに申し出がなかった場合
　　当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

7. 小規模多機能型居宅介護計画

（1）小規模多機能居宅介護計画について

小規模多機能居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

（2）サービス提供に関する記録について

サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。

8. 居宅サービス計画の作成

事業所の計画作成担当者は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービスを提供するために、利用者の解決すべき課題の把握やサービス担当者会議を行い、居宅サービス計画を作成します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

9. サービス利用料金

（1）保険給付サービス利用料金

要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。登録日とは利用者と事業所が契約を完結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。登録終

了とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。

基本料金（1ヶ月あたり1割負担の場合）

要支援1 単位数 3, 450単位

要介護度別利用料金	34, 500円
介護保険給付額	31, 050円
利用者個人負担額	3, 450円

要支援2 単位数 6, 972単位

要介護度別利用料金	69, 720円
介護保険給付額	62, 748円
利用者個人負担額	6, 972円

要介護1 単位数 10, 458単位

要介護度別利用料金	104, 580円
介護保険給付額	94, 122円
利用者自己負担額	10, 458円

要介護2 単位数 15, 370単位

要介護度別利用料金	153, 700円
介護保険給付額	138, 330円
利用者自己負担額	15, 370円

要介護3 単位数 22, 359単位

要介護度別利用料金	223, 590円
介護保険給付額	201, 231円
利用者自己負担額	22, 359円

要介護4 単位数 24, 677単位

要介護度別利用料金	246, 770円
介護保険給付額	222, 093円
利用者自己負担額	24, 677円

要介護5 単位数 27, 209単位

要介護度別利用料金	272, 090円
介護保険給付額	244, 881円
利用者自己負担額	27, 209円

(2) 加算について（※契約期間に事業所の体制変更に伴う変更あり）

厚生労働大臣が定める施設基準に適合があれば、所定の単位数を要介護度別に定められた料金に加えることができます。

① 看護職員配置加算（II）

- ・利用者ニーズに対応するため、常勤かつ専従の准看護師1名以上の配置を評価する。

700単位（1ヶ月あたり）

加算料金	7,000円
介護保険給付額	6,100円
利用者個人負担額	700円

② サービス提供体制強化加算（I）

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者（看護師及び准看護師除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上を評価する。

750単位（1ヶ月あたり）

加算料金	7,500円
介護保険給付額	6,750円
利用者個人負担額	750円

③ 初期加算

- ・登録した日から起算して30日以内の期間について、1日30単位を加算する。

30単位（登録して30日以内）

加算料金	300円
介護保険給付額	270円
利用者個人負担額	30円

④ 認知症加算（III）

- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、（看護）小規模多機能型居宅介護を行った場合

760単位（1ヶ月あたり）

加算料金	7,600円
介護保険給付額	6,840円
利用者個人負担額	760円

⑤ 総合マネジメント体制強化加算（I）

- ・個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員などの他職種協働により、隨時適切に評価され

ていること。

- ・病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供を行っており、地域における活動への参加機会が確保されている。

1200単位（1ヶ月あたり）

- ・日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- ・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- ・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること

加算料金 12,000円

介護保険給付額 10,800円

利用者個人負担額 1,200円

⑥訪問体制強化加算

- ・訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること
- ・すべての登録者に対する訪問サービスの提供回数が合計で1月200回以上であること。

1000単位（1ヶ月あたり）

加算料金 10,000円

介護保険給付額 9,000円

利用者個人負担額 1,000円

⑦科学的介護推進体制加算

- ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること
- ・必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

40単位（1カ月あたり）

加算料金 400円

介護保険給付額 360円

利用者個人負担額 40円

⑧介護職員等処遇改善加算

サービス	加算率
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	14.9%

※平成28年8月より介護保険負担割合証に基づいて上記の基本料金及び①から⑧までの各種加算が1割負担・2割負担・3割負担になる場合があります。

(3) その他のサービス利用料金

以下の金額は、利用料金の金額が利用者の負担になります。

①宿泊の提供に要する費用：1泊 1,000円

③ 食事の提供に要する費用：朝食 350円
昼食 550円（おやつ代含む）
夕食 550円

③おむつ代：100円／枚 尿とりパット：50円／枚

④通常の事業実施地域を超える送迎費用

- 通常実施地域を超えた地点から利用者の居宅まで片道5km未満
1,000円

- 通常実施地域を超えた地点から利用者の居宅まで片道5km以上
2,000円

⑤通常の事業実施地域超える訪問サービスの交通費

- 交通機関を利用した場合：交通機関利用料金実費
- 自動車を利用した場合

通常実施地域を超えた地点から利用者の居宅まで片道5km未満
1,000円

通常実施地域を超えた地点から利用者の居宅まで片道5km以上
2,000円

⑥レクレーション、クラブ活動

- 利用者の希望により、教養娯楽としてレクレーションやクラブ活動に参加して
いただくことができます。

材料費等の実費

- 事業所の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となる
ものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用については、

実費を請求します。

- ・前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得ます。

(4) 利用料金のお支払い方法

- ・原則現金払いとなります。集金封筒に請求書を入れております。請求書は毎月 10 日前後に発行いたします。同月 25 日までにお支払いください。
※ ご都合によっては、口座振込も対応いたします。

10. 個人情報の保護

事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11. 秘密の保持

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持及び従業者に対する秘密の保持について
事業所及び事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(2) 従業者に対する秘密の保持について

就業規則にて従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。

12. 苦情処理の体制

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容も、その旨を翌日までには連絡します。) 苦情又は相談

については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(2) 事業所苦情相談窓口 月曜日～土曜日 8：00～17：00
苦情解決責任者： 管理者 山田 慎太郎
苦情受付担当者： ケアマネジャー 小柳 直二朗
電話番号： 0944-77-7878

(3) 行政機関苦情相談窓口
①福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部
〒832-0828
福岡県柳川市三橋町 431
柳川市役所三橋庁舎内
電話番号：0944-75-6301

②福岡県国民健康保険団体連合会
〒812-8521
福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47
電話番号：092-642-7852

③柳川市役所 福祉課 高齢者福祉係
〒832-8601
福岡県柳川市本町 87-1
電話番号：0944-77-8516

④ 大木町役場 健康福祉課 保険福祉グループ
〒830-0416
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255-1
電話番号：0944 - 32 - 1060
⑤ 広川町役場 福祉課 高齢者支援係
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1
電話番号：0943-32-1113

1.3. 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、福岡県介護保険広域連合柳川・大木・広川支

部等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

1 4. 衛生管理について

事業所の設備及び備品については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。

1 5. 緊急時における対応方法

小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の体調変化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

協力医療機関

古賀医院 古賀 正昭

福岡県柳川市三橋町柳河 815-2

電話 0944-72-2207

協力歯科医院

石田歯科医院 石田 一貴

福岡県柳川市三橋町久末 842-2

電話 0944-72-4362

1 6. 非常災害時の対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、年2回以上の避難訓練をおこないます。

消防署への届け出日：令和2年9月28日

防火管理者：山田 慎太郎 (第YG 61170号)

1 7. 身体拘束等について

(1) 身体拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件を満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断いたしません。

- ① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 身体的拘束等が一時的であること

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会記録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体的拘束を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

18. 運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。

(2) 委員の構成

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、柳川市の職員又は地域包括センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者。

(3) 開催時期

概ね2ヶ月に1回以上とします。

19. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

20. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- (2) 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- (5) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- (6) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

重要事項説明の同意書

重要事項説明書の説明年月日

令和 年 月 日

社会福祉法人学正会
小規模多機能型施設 チンナー甘露郷

説明者 管理者 山田 慎太郎 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けて、指定小規模多機能型居宅介護（予防）サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 印

利用者

住所

代理人

氏名 印

利用者との関係